

# 奈良県議会基本条例（案）の概要

## 1 条例制定の背景

現在、地域主権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するなど、地方自治を取り巻く環境が大きく変化している。

県民がより質の高い政策を選択できるように、県民の代表機関である議会は、県民の意見を聴き、県政に反映させる機能を発揮することが重要であり、また、議事機関として、及び知事その他の執行機関を監視する機関として、その責務を自覚し、真摯にその役割を果たすことが求められている。

このため、本県議会は、県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に向けて取り組みを進める。

## 2 条例（案）の概要

### ■ 目次

- 前 文
- 第1章 総則
- 第2章 議員の責務及び役割
- 第3章 議会運営の原則等
- 第4章 県民と議会との関係
- 第5章 知事等と議会との関係
- 第6章 議会の機能の強化
- 第7章 議会改革の推進
- 第8章 議会事務局等
- 第9章 補則

### ■ 前文

奈良県は、いにしえより「国のまほろば」と称され、飛鳥時代から奈良時代において都が置かれ、律令国家としての形を整えた「日本のはじまり」の地である。

また、明治4年に大和一元を統括した奈良県は、明治9年に堺県に合併され、更に明治14年には奈良県を含んだまま堺県が大阪府に合併されたが、大和選出の府会議員や有識者が中心となり、郷土の発展を願い、不屈の精神と熱烈な郷土愛にもえて奈良県再設置運動を繰り広げ、明治20年に再び奈良県を誕生させた歴史がある。

奈良県誕生に力を尽くした先人の郷土愛、さらに幾多の先輩の諸活動を受け継ぎ、奈良県議会は、これまで、県勢の発展のための活動を行ってきた。

現在、地域主権改革のさなかにあり、地方自治体の自己決定権が拡大するなど、地方自治を取り巻く環境が大きく変化しており、県民がより質の高い政策を選択できるように、県民の代表機関である議会は、県民の意見を聴き、県政に反映させる機能を発揮することが重要であり、また、議事機関として、及び知事その他の執行機関を監視する機関として、その責務を自覚し、真摯にその役割を果たすことが求められている。

このため、本県議会は、県民の代表機関としてその信託にこたえられるよう、議会のあるべき姿を明らかにするとともに、県民に開かれた議会運営、議会の機能の強化及び議会改革に努め、地方自治の確立に向けて取り組むことを決意し、議会における最高規範として、この条例を制定する。

## ■ 第1章 総則

### 1 目的

議会の基本理念を明らかにし、議員の責務及び役割、議会運営の原則等議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が県民の信託に的確にこたえ、もって県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与する。

### 2 基本理念

- 公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を最大限に発揮することにより、地方自治の確立を目指す。
- 広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思の調整を図り、県政に反映させるよう努める。
- 議会の意思決定過程の透明性を高め、県民に開かれた議会運営を推進する。

## ■ 第2章 議員の責務及び役割

### 1 議員の責務

県民の代表として、県民の信託にこたえるため、県政の課題とこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて、県政に反映させることを議員の責務とする。

### 2 議員の役割

- 議員の役割として、
  - ① 県政の課題について、県民の意見を聴き、調査研究を行う。
  - ② 県政について、県民に説明する。
  - ③ 会議等に出席し、審議、審査等を行うとともに、必要に応じて議案を提出する。
- 議員の資質の向上を図るため、不断の研さんに努める。

### 3 会派

- 議員は、議会活動を円滑に実施するため、会派を結成することができる。
- 議会が合議制の機関としての機能を十分に発揮することができるよう、県政の課題等に関して会派内及び会派相互間での積極的な討議に努める。

### 4 政務調査費

- 政務調査費が議会の調査活動基盤の充実を図る観点から議員の調査研究に資するため交付されるものであることを認識し、その責任を自覚して、政務調査費を適正に使用するとともに、その使途を明らかにしなければならない。

### 5 議員の政治倫理

- 議員は、県民の信託を受けた代表者であることを自覚し、政治倫理の向上に努めるとともに、議員としてふさわしい品位と識見を養うよう努める。

## ■ 第3章 議会運営の原則等

### 1 議会運営の原則

- ① その機能が十分発揮されるよう、円滑かつ効率的な運営に努める。
- ② 議決責任を深く認識し、公正かつ透明な運営に努める。
- ③ 言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行われるよう努める。
- ④ 常任委員会は、県政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分発揮するよう運営する。

- ⑤ 特別委員会は、社会経済情勢等の変化に伴う新たな県政の課題に対応して特に必要がある場合に設置し、その機能を十分に発揮するよう運営する。

## 2 質問等の充実

- 議員は、質問等を行うに当たっては、議員の責務を自覚し、その内容の充実に努める。
- 議員は、質問等の論点を明確にし、県民にわかりやすくするよう努める。
- 知事等は、議長又は委員長長の許可を得て、質問者に対して答弁に必要な範囲内において質問等の趣旨を確認するための発言をすることができる。

## ■ 第4章 県民と議会との関係

### 1 県民参加の推進

- ① 委員会の運営に当たり、公聴会及び参考人の制度を活用する。
- ② 請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理する。
- ③ 県政の課題を把握するため、県民との意見交換の場等を設ける。

### 2 広報活動の充実

- 多様な媒体を活用するほか、必要に応じて報告会を開催する等の方法により、議会活動に関する広報の充実に努める。
- 議長は、議会を代表して、定例記者会見等の方法により、県政の課題に対する議会の方向性等について県民に明らかにするよう努める。

### 3 会議等の公開等

- 議会の意思決定過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開する。
- 県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備するとともに、傍聴人に対して関係資料の配布等を行うことにより、会議等の公開の実効性を確保するよう努める。
- 奈良県情報公開条例で定めるところにより議会に関する文書を公開するとともに、議会の保有する情報の提供に努める。

## ■ 第5章 知事等と議会との関係

### 1 知事等との関係の基本原則

議会は、二代表制の一翼として議決権を有し、知事等が執行権を有するという互いの役割を尊重しつつ、共通の目標である県民福祉の向上及び県勢の発展のために努める。

### 2 監視及び評価

知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているか監視し、知事等の事務の執行及び成果について評価する。

### 3 政策立案及び政策提言

議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行う。

## ■ 第6章 議会の機能の強化

### 1 議会の機能の強化

議会は、知事等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。

## 2 政策調査会の設置

- 県政の課題に関する調査を行うため、議員で構成する政策調査会を設置することができる。
- 政策調査会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

## 3 専門的知見の活用

地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託制度を積極的に活用する。

## ■ 第7章 議会改革の推進

### 1 議会改革の推進

- 地域主権の時代にふさわしい役割を担うため、継続的に議会改革に取り組む。
- 議会改革の推進に関する基本的事項について調査研究するため、議会改革推進会議を設置することができる。

### 2 議員の定数及び選挙区

議会は、県民の意思を県政に的確に反映できるよう、議員の定数及び選挙区について、適宜、適切な見直しを行う。

## ■ 第8章 議会事務局等

### 1 議会事務局

- 議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能の充実に努める。
- 議長は、職員の能力を高めるために必要な措置を講ずる。

### 2 議会図書室

議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化に努める。

## ■ 第9章 補則

### 1 他の条例との関係

議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図る。

### 2 検討

この条例の施行後、県民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。